

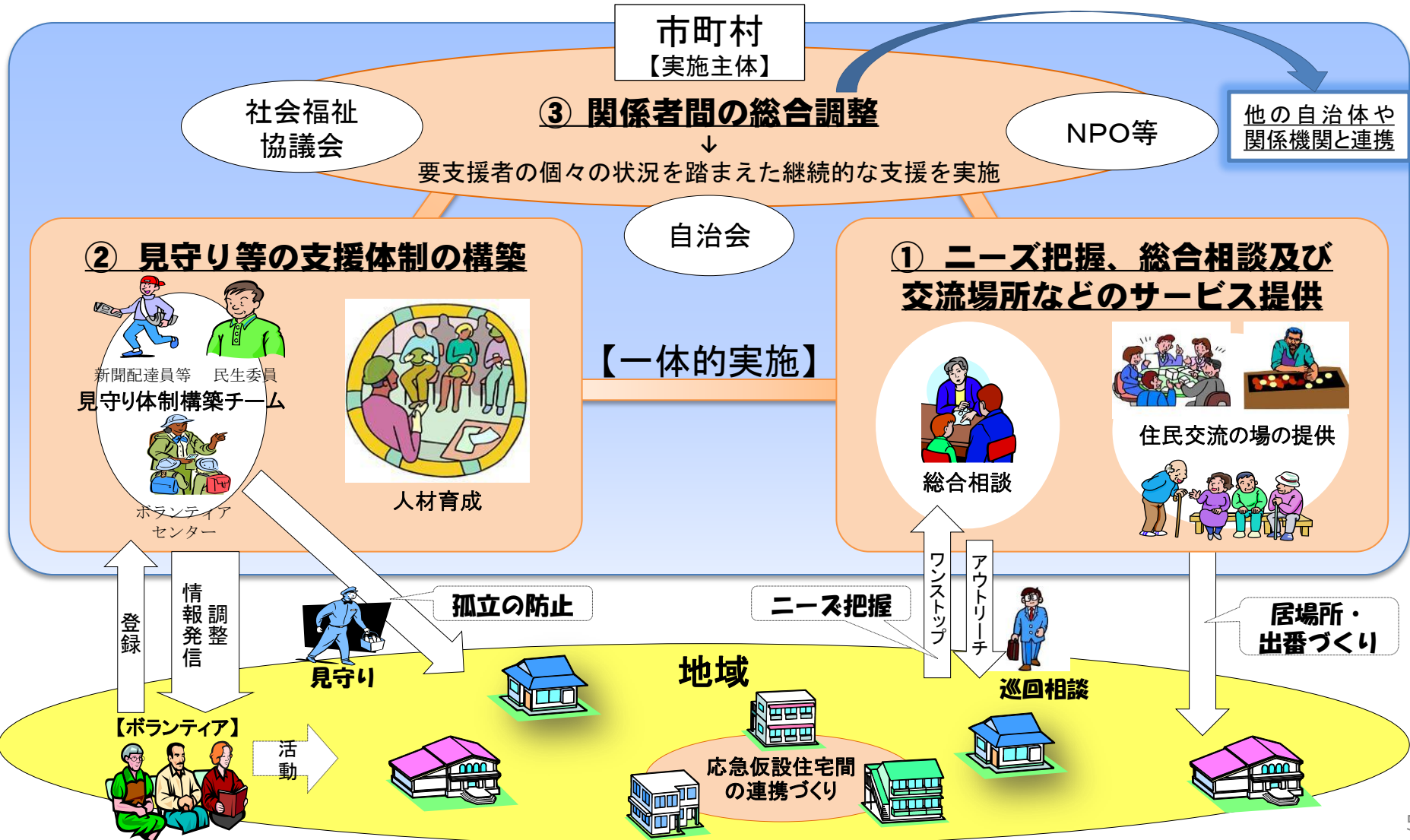
地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

【事業実績】 10県146市町村で実施
(平成25年4月現在)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



寄り添い型相談支援事業

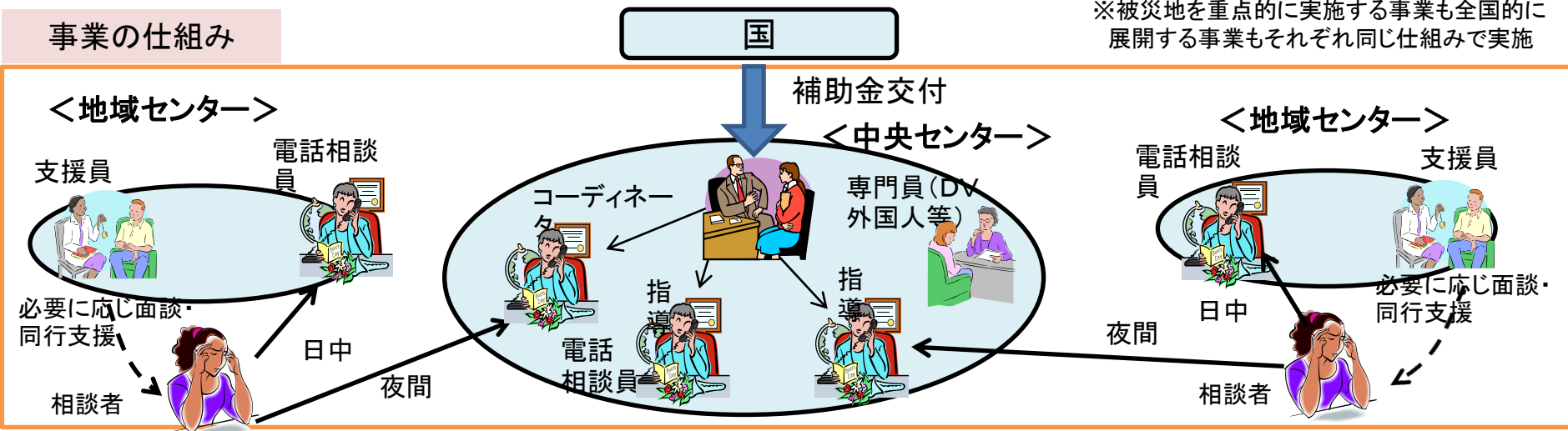
平成26年度予算案：5億円(復興特会) + セーフティネット支援対策事業費等補助金(150億円)の内数

- 一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行う。
- 事業は、公募により選定した法人((社)社会的包摂サポートセンター)が実施。「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。
- 「中央センター」は、事業全体を統括するとともに、地域センターでは対応できない時間や地域等を補完する形で全国からの電話相談を受け付ける。「地域センター」は、担当する地域からの電話相談を受け付けるとともに、必要に応じ、面接相談、同行支援を行い、相談者の具体的な問題解決につなげる支援を行う。
- 平成25年度予算額:15億円 <被災地支援事業(東日本大震災復興特別会計(復興庁計上)、5億円)と全国支援事業(一般会計(厚生労働省計上)、セーフティネット支援対策事業費等補助金(250億円)の内数)>
※当該事業の一般会計の執行額としては250億円のうち10億円を交付決定
- 寄り添い型相談支援事業選定・評価委員会委員 (◎座長)
◎田中 茂(慶応義塾大学大学院教授) 鎌田 實(諏訪中央病院名誉院長)
宮本 みち子(放送大学教養学部教授) 岩淵 勝好(東北福祉大学教授)

・平成24年度年間コール数
総呼数 約1,000万件

事業の仕組み

※被災地を重点的に実施する事業も全国的に展開する事業もそれぞれ同じ仕組みで実施



これまでの経過

- ・平成23年度第3次補正予算により事業開始 (内閣府において予算計上を行い、厚労省に移し替えを行い事業実施※H24年度までの取扱い)
- ・平成25年度予算からは、「被災地(岩手、宮城、福島)事業」と「全国(被災地3県を除く)支援事業」と区分を分けて事業実施。

被災者の心のケア支援事業

心のケアセンターを設置するための経費として、岩手県・宮城県・福島県に補助金を交付
・平成26年度予算案 18億円(復興特会)

岩手県こころのケアセンター

平成24年2月15日開設
受託団体:岩手医科大学

中央センター
久慈地域センター
宮古地域センター
釜石地域センター
大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター

平成23年12月1日開設
受託団体:宮城県精神保健福祉協会

基幹センター
石巻地域センター
気仙沼地域センター
市町村派遣

仙台市への補助
・相談員の配置

ふくしま心のケアセンター

平成24年2月1日開設
受託団体:福島県精神保健福祉協会

基幹センター
県北方部センター
県中方部センター
県南方部センター
会津方部センター
いわき方部センター
相馬方部センター(NPO委託)
市町村派遣

心のケアセンターの業務

- ・災害関連の精神保健医療福祉対策の総合的コーディネート
- ・PTSD、うつ病等精神疾患に関する相談支援、精神障害者に対する相談支援
- ・被災者の自宅、仮設住宅等の訪問による支援、病院を拠点とした精神障害者に対するアウトリーチ
- 心の健康に関する情報収集、普及啓発、人材育成、人材派遣

心の健康に関する現在の状況

- ・PTSD、うつ病、不安障害、アルコール問題が顕在化
- ・ようやく震災について話しはじめる被災者
- ・仮設居住が続き生活再建、産業復興、雇用回復はまだ途上
- ・放射線からの避難の継続

※ 平成23年度第3次補正 28億円
(障害者自立支援対策臨時特例基金に積みし)
※ 平成25年度予算額 18億円(復興特会)

障害福祉サービス事業再開支援事業

○被災地における障害福祉サービス基盤整備事業

平成26年度予算案：630,000千円

甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

1. 事業の内容

(1) 実施主体

岩手県、宮城県、福島県（圏域内の中核となる社会福祉法人等に委託して実施することができる。）

(2) 事業の内容

障害福祉サービスの復興支援となる拠点に、以下の①から③を担うコーディネーターを配置するとともに、支援の必要な④～⑨に掲げる事業所等に支援アドバイザーを派遣し、以下の事業が円滑に進むよう支援する。

〔全事業共通事項〕

- ① 圏域内事業所の運営状況等の把握、事業所からの相談の受付
- ② 圏域内のサービスニーズの把握
- ③ アドバイザーの派遣プログラムの作成

〔個別事業の内容〕

- ④ 福祉人材等のマンパワー確保のための支援
- ⑤ 新体系サービスへの定着支援
- ⑥ 障害者総合支援法による基幹相談支援センター立ち上げのための支援
- ⑦ 発達障害児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援
- ⑧ 障害者就労支援事業所の活動支援
- ⑨ その他障害福祉サービス等の利用促進に資する事業

(3) 補助割合： 定 額(10/10)

○被災地における居宅介護支援事業所等の復旧支援事業

平成26年度予算案： 10,000千円

障害者の地域移行及び地域定着支援を進める上で重要なサービスであり、これらの事業所の災害復旧を図るため、その復旧に要する経費の一部について補助を行う。

補 助 率：国2/3(県1/6、事業者1/6)

実施主体：岩手県、宮城県、福島県

対象施設 居宅介護支援事業所、相談支援事業所、日中一時預かり所(これらの賃貸物件の改修、仮設事業所を含む。)

地域医療再生基金の概要

【目的】

- 21年度補正予算において、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置。
- 22年度補正予算において、対象地域を都道府県単位(三次医療圏)の広域医療圏における医療提供体制の課題を解決するために基金を拡充。
- 23年度補正予算において、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のうち、津波等で甚大な被害を受けた地域を中心に基金を拡充。
- 24年度予備費を活用し、被災地(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における医療施設の早期復旧・復興について、更なる医療復興支援が必要なため、被災県が医療の復興計画等に定める事業を支援するために基金を拡充。
- 24年度補正予算にて、地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時(平成22年度)以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うために基金を拡充。

【対象事業】

- 都道府県が策定する地域医療再生計画、医療の復興計画に基づく事業を支援

財源	予算措置額	対象地域	計画期間
平成21年度補正予算	2,350億円	二次医療圏を基本とする地域(94地域×25億円)	平成25年度まで
平成22年度補正予算	2,100億円	都道府県単位(三次医療圏) ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏	平成25年度まで
平成23年度補正予算	720億円	被災3県(岩手、宮城、福島)	平成27年度まで
平成24年度予備費	380億円	被災3県及び茨城県	平成27年度まで (茨城県については、平成25年度まで)
平成24年度補正予算	500億円	都道府県単位	平成25年度末までに開始した事業 (これまで交付した分で25年度までと していたものも同様の扱いとする。)